

平成 24 年 3 月

# 盛岡市議会定例会議案

## 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 4 号	平成24年度盛岡市一般会計予算……………	1
議案第 5 号	平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算……………	13
議案第 6 号	平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算……………	18
議案第 7 号	平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算……………	22
議案第 8 号	平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算……………	26
議案第 9 号	平成24年度盛岡市介護保険費特別会計予算……………	31
議案第 10 号	平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算……………	36
議案第 11 号	平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算……………	39
議案第 12 号	平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算……………	42
議案第 13 号	平成24年度盛岡市東中野財産区特別会計予算……………	45
議案第 14 号	平成24年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算……………	48
議案第 15 号	平成24年度盛岡市水道事業会計予算……………	別冊
議案第 16 号	平成24年度盛岡市下水道事業会計予算……………	別冊
議案第 17 号	平成24年度盛岡市病院事業会計予算……………	別冊
議案第 18 号	盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について……………	51
議案第 19 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	52
議案第 20 号	盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について……………	53
議案第 21 号	盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について……………	54
議案第 22 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について……………	55
議案第 23 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について……………	57
議案第 24 号	盛岡市屋外広告物条例及び盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 の一部を改正する条例について……………	58
議案第 25 号	盛岡市景観条例の一部を改正する条例について……………	59
議案第 26 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について……………	66
議案第 27 号	盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について……………	67
議案第 28 号	盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について……………	69
議案第 29 号	盛岡市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例について……………	70
議案第 30 号	盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例につい て……………	71
議案第 31 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について……………	73
議案第 32 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	74
議案第 33 号	盛岡市公民館条例等の一部を改正する条例について……………	75

議案第 34 号	盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管理を行う指定管理者の指定について……………	77
議案第 35 号	盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について……………	78
議案第 36 号	盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	79
議案第 37 号	小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	80
議案第 38 号	盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理を行う指定管理者の指定について……………	81
議案第 39 号	包括外部監査契約の締結について……………	82
議案第 40 号	控訴の提起について……………	83
議案第 41 号	財産の譲与について……………	84
議案第 42 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙

議案第 4 号

平成24年度盛岡市一般会計予算

平成24年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,452,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 39,330,126
	1 市民税	18,533,773
	2 固定資産税	16,207,347
	3 軽自動車税	417,864
	4 市たばこ税	2,039,931
	5 入湯税	52,542
	6 都市計画税	2,078,669
2 地方譲与税		995,298
	1 地方揮発油譲与税	275,757
	2 自動車重量譲与税	719,541
3 利子割交付金		98,483
	1 利子割交付金	98,483
4 配当割交付金		24,197
	1 配当割交付金	24,197
5 株式等譲渡所得割交付金		1,823
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,823
6 地方消費税交付金		3,156,500
	1 地方消費税交付金	3,156,500
7 ゴルフ場利用税交付金		21,181

款	項	金額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	21,181
8 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
9 自動車取得税交付金		159,312
	1 自動車取得税交付金	159,312
10 地方特例交付金		129,585
	1 地方特例交付金	129,585
11 地方交付税		18,981,849
	1 地方交付税	18,981,849
12 交通安全対策特別交付金		80,052
	1 交通安全対策特別交付金	80,052
13 分担金及び負担金		1,338,749
	1 負担金	1,338,749
14 使用料及び手数料		1,659,859
	1 使用料	1,127,364
	2 手数料	475,706
	3 証紙収入	56,789
15 国庫支出金		16,958,288
	1 国庫負担金	13,091,669

款	項	金額
		千円
	2 国庫補助金	3,786,534
	3 委託金	80,085
16 県支出金		5,831,109
	1 県負担金	2,363,822
	2 県補助金	2,990,355
	3 委託金	476,932
17 財産収入		298,906
	1 財産運用収入	129,160
	2 財産売却収入	169,746
18 寄附金		5,489
	1 寄附金	5,489
19 繰入金		1,769,389
	1 特別会計繰入金	11,320
	2 基金繰入金	1,758,069
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1,708,103
	1 延滞金, 加算金及び過料	125,864
	2 市預金利子	4,387

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	千円 533,307
	4 受託事業収入	71,216
	5 雑入	973,329
22 市債		11,903,700
	1 市債	11,903,700
歳 入 合 計		104,452,000



歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 715,356
	1 議会費	715,356
2 総務費		10,961,254
	1 総務管理費	9,173,662
	2 徴税費	1,104,486
	3 戸籍住民基本台帳費	510,740
	4 選挙費	42,577
	5 統計調査費	39,405
	6 監査委員費	90,384
3 民生費		37,351,561
	1 社会福祉費	14,602,300
	2 児童福祉費	14,387,661
	3 生活保護費	8,361,600
4 衛生費		8,883,545
	1 保健衛生費	2,523,635
	2 清掃費	3,700,069
	3 保健所費	2,659,841
5 労働費		891,711
	1 労働諸費	891,711

款	項	金額
6 農林費		千円 2,608,289
	1 農業費	2,264,005
	2 林業費	344,284
7 商工費		1,682,166
	1 商工費	1,682,166
8 土木費		15,315,911
	1 土木管理費	213,812
	2 道路橋りょう費	3,905,060
	3 河川費	407,576
	4 都市計画費	10,014,386
	5 住宅費	775,077
9 消防費		3,724,434
	1 消防費	3,724,434
10 教育費		7,323,578
	1 教育総務費	758,952
	2 小学校費	2,476,569
	3 中学校費	896,358
	4 高等学校費	672,785
	5 幼稚園費	423,108

款	項	金額
	6 社会教育費	千円 1,898,767
	7 保健体育費	197,039
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		14,944,194
	1 公債費	14,944,194
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		104,452,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金の融資に伴う利子補給 についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成44年度	年 0.5%
農業経営基盤強化資金の融通に伴う利 子補給についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成49年度	財投金利 5.0%未満 年 0.5% 5.0%以上6.5%未満 年 0.33% 6.5%以上 年 0.17%
農業経営基盤強化資金の融通に伴う利 子補給についての債務負担 (平成24年度分 玉山区)	自 平成24年度 至 平成36年度	年 1.0%
鉦屋町歴史的建造物等活用事業に必要 とする経費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成25年度	559,767
商工振興資金の融資に伴う保証料補給 についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成33年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
志波城跡保存整備事業に必要とする経 費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成25年度	98,480
盛岡市立津志田老人福祉センターの管 理運営に必要とする経費についての債 務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成28年度	6,485万円に物価変動による増減額を加算し た額
盛岡市立築川老人福祉センター及び盛 岡市立川目児童センター築川分室の管 理運営に必要とする経費についての債 務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成26年度	3,873万円に物価変動による増減額を加算し た額
盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛 岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管 理運営に必要とする経費についての債 務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成28年度	1億 429万円に物価変動による増減額を加算 した額
盛岡市余熱利用健康増進センターの管 理運営に必要とする経費についての債 務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成28年度	3億 5,385万円に物価変動による増減額を加 算した額
盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理運営 に必要とする経費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成26年度	2,672万円に物価変動による増減額を加算し た額

事 項	期 間	限 度 額
原敬記念館及び盛岡市先人記念館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成28年度	4億 1,250万円に物価変動による増減額を加算した額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	5,317,700	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成24年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率)	政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。
庁舎等耐震補強事業債	87,600			
コミュニティ施設建設事業債	196,200			
藪川地区デジタル共同受信施設整備補助事業債	8,800			
好摩地区体育施設整備事業債	271,200			
社会福祉施設整備事業債	105,000			
女性センター別館等建物耐震整備事業債	1,700			
(仮称)土淵児童館整備事業債	7,400			
上水道安全対策事業出資債	48,000			
火葬場整備事業債	611,300			
旧盛岡競馬場跡地整備事業債	116,200			
農村整備事業債	38,000			
有機物資源活用施設整備事業債	296,300			
林道整備事業債	5,300			
農村交流センター整備事業債	7,000			
地区振興センター整備事業債	6,200			
公有林整備事業債	34,700			
生活改善センター整備事業債	3,400			
鉦屋町歴史的建造物等活用事業債	74,100			
桜の里整備事業債	6,400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路等整備事業債	2,666,900			
道路整備事業債	466,500			
都市再生整備計画事業債	272,400			
高齢者・障がい者にやさしいまちづくり事業債	14,400			
急傾斜地崩壊対策事業債	400			
河川整備事業債	104,300			
公園整備事業債	368,700			
土地区画整理事業債	4,900			
公営住宅建設事業債	115,500			
まちづくり交付金事業債	91,000			
主要バス停整備事業債	1,100			
消防施設整備事業債	74,200			
向中野小学校建設事業債	87,000			
澁民小学校施設整備事業債	7,000			
土淵小・中一貫教育導入施設整備事業債	156,200			
耐震補強設計事業債	30,800			
障がい児等対策整備事業債	2,600			
上田中学校校舎耐震整備事業債	2,400			
松園地区公民館整備事業債	135,100			
志波城跡保存整備事業債	46,100			
盛岡南新都市整備事業債	13,700			
計	11,903,700			

議案第 5 号

平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成24年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすること

ができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、

起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 3,060
	1 分担金	2,760
	2 負担金	300
2 使用料及び手数料		4,027
	1 使用料	4,026
	2 手数料	1
3 国庫支出金		7,487
	1 国庫補助金	7,487
4 繰入金		1,448
	1 一般会計繰入金	1,448
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		251
	1 延滞金	1
	2 雑入	250
7 市債		14,000
	1 市債	14,000
歳 入	合 計	30,274

歳 出

款	項	金 額
1 公設浄化槽整備費		千円 24,934
	1 公設浄化槽整備費	24,934
2 公設浄化槽管理費		4,475
	1 公設浄化槽管理費	4,475
3 公債費		865
	1 公債費	865
歳 出	合 計	30,274

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公設浄化槽排水設備普及資金借受者に対する 利子補給についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成30年度	公設浄化槽排水設備普及資金融資額に 対する年利 8 %以内の利子補給額

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公設浄化槽事業債	14,000	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成24年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 式で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	14,000			

議案第 6 号

平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成24年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 520,536千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすること

ができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 100
	1 分担金	100
2 使用料及び手数料		70,155
	1 使用料	70,105
	2 手数料	50
3 繰入金		450,279
	1 一般会計繰入金	450,279
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳入	合計	520,536

歲 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 188
	1 農業集落排水整備費	188
2 農業集落排水施設管理費		89,910
	1 農業集落排水施設管理費	89,910
3 公債費		430,438
	1 公債費	430,438
歲 出	合 計	520,536

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
排水設備普及資金借受者に対する利子補給についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成30年度	排水設備普及資金融資額に対する年利8%以内の利子補給額



議案第 7 号

平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成24年度盛岡市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 116,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 25,253
	1 一般会計繰入金	25,253
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		61,709
	1 貸付金元利収入	60,466
	2 雑入	1,243
4 市債		29,795
	1 市債	29,795
歳入合計		116,758

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		千円 116,758
	1 貸付費	105,104
	2 貸付事務費	11,654
歳 出	合 計	116,758

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付事業	29,795	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 平成24年度	無利子	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129 号)第37条第2項,第 4項及び第6項に定め るところにより償還す る。
計	29,795			

議案第 8 号

平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成24年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,802,134千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,706,059
	1 国民健康保険税	5,706,059
2 使用料及び手数料		4,002
	1 手数料	4,000
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		6,217,857
	1 国庫負担金	4,499,148
	2 国庫補助金	1,718,709
4 療養給付費交付金		2,029,849
	1 療養給付費交付金	2,029,849
5 前期高齢者交付金		6,591,942
	1 前期高齢者交付金	6,591,942
6 県支出金		1,240,128
	1 県負担金	145,845
	2 県補助金	1,094,283
7 共同事業交付金		2,978,051
	1 共同事業交付金	2,978,051
8 財産収入		5
	1 財産運用収入	5

款	項	金額
9 繰入金		千円 1,977,813
	1 一般会計繰入金	1,977,812
	2 基金繰入金	1
10 繰越金		2
	1 繰越金	2
11 諸収入		56,426
	1 延滞金, 加算金及び過料	32,560
	2 雑入	23,866
歳 入 合 計		26,802,134

# 歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 424,230
	1 総務管理費	240,659
	2 徴税費	182,872
	3 運営協議会費	699
2 保険給付費		18,459,218
	1 療養諸費	16,532,410
	2 高額療養費	1,815,937
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	97,069
	5 葬祭諸費	13,800
3 後期高齢者支援金		3,296,257
	1 後期高齢者支援金	3,296,257
4 前期高齢者納付金		3,951
	1 前期高齢者納付金	3,951
5 老人保健拠出金		159
	1 老人保健拠出金	159
6 介護納付金		1,422,960
	1 介護納付金	1,422,960
7 共同事業拠出金		2,939,823



款	項	金額
	1 共同事業拠出金	千円 2,939,823
8 保健事業費		216,612
	1 保健事業費	216,612
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		27,923
	1 償還金及び還付加算金	27,923
11 予備費		11,000
	1 予備費	11,000
歳 出	合 計	26,802,134

議案第 9 号

平成24年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成24年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,862,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 3,894,114
	1 介護保険料	3,894,114
2 使用料及び手数料		521
	1 手数料	520
	2 証紙収入	1
3 国庫支出金		4,329,499
	1 国庫負担金	3,266,810
	2 国庫補助金	1,062,683
	3 委託金	6
4 支払基金交付金		5,280,994
	1 支払基金交付金	5,280,994
5 県支出金		2,671,669
	1 県負担金	2,617,099
	2 県補助金	54,570
6 財産収入		67
	1 財産運用収入	67
7 繰入金		2,684,399
	1 一般会計繰入金	2,682,598
	2 基金繰入金	1,801

款	項	金額
8 繰越金		千円 5
	1 繰越金	5
9 諸収入		824
	1 延滞金, 加算金及び過料	1
	2 雑入	823
歳 入 合 計		18,862,092

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 369,892
	1 総務管理費	212,395
	2 徴収費	29,272
	3 介護認定審査会費	126,876
	4 趣旨普及費	1,349
2 保険給付費		18,104,345
	1 介護サービス等諸費	16,472,743
	2 介護予防サービス等諸費	523,177
	3 その他諸費	25,895
	4 高額介護サービス等費	324,905
	5 高額医療合算介護サービス等費	33,052
	6 特定入所者介護サービス等費	724,573
3 地域支援事業費		305,256
	1 介護予防事業費	106,601
	2 包括的支援事業・任意事業費	198,655
4 基金積立金		76,793
	1 基金積立金	76,793
5 諸支出金		4,806
	1 償還金及び還付加算金	4,806

款	項	金額
6 予備費		千円 1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		18,862,092

議案第 10 号

平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成24年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,497,060千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,208,430
	1 後期高齢者医療保険料	2,208,430
2 使用料及び手数料		496
	1 手数料	496
3 繰入金		282,039
	1 一般会計繰入金	282,039
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		6,094
	1 延滞金, 加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	6,001
	3 雑入	91
歳入合計		2,497,060



歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 25,256
	1 総務管理費	3,230
	2 徴収費	22,026
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,464,803
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,464,803
3 諸支出金		6,001
	1 償還金及び還付加算金	6,001
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,497,060

議案第 11 号

平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成24年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,595,846千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 650,632
	1 使用料	650,631
	2 手数料	1
2 財産収入		34
	1 財産運用収入	34
3 繰入金		768,402
	1 一般会計繰入金	631,102
	2 基金繰入金	137,300
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		176,777
	2 雑入	176,777
歳 入	合 計	1,595,846

歳 出

款	項	金 額
1 市場総務費		千円 544,786
	1 市場管理費	544,786
2 公債費		1,050,560
	1 公債費	1,050,560
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,595,846

議案第 12 号

平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成24年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111,605千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 14,883
	1 財産運用収入	13,163
	2 財産売却収入	1,720
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		96,721
	1 貸付金元利収入	96,721
歳入合計		111,605

歳 出

款	項	金 額 千円
1 管理事務費		13,164
	1 管理事務費	13,164
2 公債費		98,441
	1 公債費	98,441
歳 出 合 計		111,605

議案第 13 号

平成24年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成24年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		2,677

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 2,677
	1 財産管理費	2,677
歳 出 合 計		2,677

議案第 14 号

平成24年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

平成24年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第1表歳入歳出予算」による。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入	合 計	704

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 704
	1 財産管理費	704
歳 出 合 計		704

議案第 18 号

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について  
盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例  
盛岡市役所支所及び出張所設置条例（昭和33年条例第22号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項の表中「盛岡市川目第10地割1番地1」を「盛岡市川目第10地割78番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市役所築川支所の移転新築に伴い、当該施設の位置を改めようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について  
盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,473人」を「1,477人」に、「104人」を「106人」に、「222人」を「215人」に、「14人」を「15人」に、「89人」を「70人」に、「269人」を「263人」に、「7人」を「8人」に、「2,364人」を「2,338人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について  
盛岡市職員給与支給条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例

盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「10年」を「15年」に改め、同項第2号中「3万円」を「4万5,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

獣医師の初任給調整手当の額を改定するとともに、支給期間を延長しようとするものである。



議案第 21 号

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。  
第4条第1項第2号中「（火葬場に勤務する職員を除く。）」を削る。  
第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

火葬場の管理を指定管理者に行わせることに伴い、火葬業務手当を廃止しようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第87条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第7条を次のように改める。

第7条 削除

附則第14条第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第36条第1項中「この条において」を「この項において」に、「」については」を「」がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に、「年度分」を「年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」に、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第39条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第34条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定及び次項の規定は平成25年1月1日から、第87条の改正規定、附則第14条第1項の改正規定及び附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の盛岡市市税条例第45条の8に規定する退職手当等をいう。）に係る改正前の盛岡市市税条例附則第7条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

### 提案理由

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、個人の市民税における退職所得の分離課税に係る所得割額の特例の廃止及び均等割の税率の特例的な加算を行うとともに、市たばこ税の税率を引き上げるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中65の2の4の項を65の2の6の項とし、65の2の3の項を65の2の5の項とし、65の2の2の項を65の2の4の項とし、65の2の項を65の2の3の項とし、65の項の次に次のように加える。

65の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可申請手数料	6万3,000円
65の2の2 介護保険法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	介護老人保健施設変更許可申請手数料	3万3,000円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、介護老人保健施設の開設及び変更の許可に係る手数料を定めようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市屋外広告物条例及び盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市屋外広告物条例及び盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市屋外広告物条例及び盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(盛岡市屋外広告物条例の一部改正)

第1条 盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第32条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

(盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第2条 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年条例第86号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

民法（明治29年法律第89号）の改正に伴い、未成年者の法定代理人に選任された法人が業の登録を行う場合の要件を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市景観条例の一部を改正する条例について

盛岡市景観条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市景観条例の一部を改正する条例

盛岡市景観条例（平成21年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「別表」を「別表第1」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ盛岡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第9条第1号中「別表」を「別表第1」に改める。

第9条に次の2号を加える。

(4) 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該工事等に要する期間に限り  
存続するものの建築等

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

第10条第2号中「別表」を「別表第1」に改める。

第22条を第32条とし、第16条から第21条までを10条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の10条を加える。

（建築物の計画の認定申請書）

第16条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第19条第1項第6号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 縮尺 100分の1以上の平面図

(2) 建築物の外部に設ける建築設備（地下に設けるものを除く。）の位置、種別及び形態意匠（形態又は色彩その他の意匠をいう。以下同じ。）を示す図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める図書

（建築物に係る適用の除外）

第17条 法第69条第1項第5号の条例で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

(1) 地下に設ける建築物

(2) 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該工事等に要する期間に限り  
存続するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める建築物

（工作物の形態意匠等の制限）

第18条 景観地区（法第61条第1項の景観地区をいう。以下同じ。）内における工作物のうち、別表第2の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以上のものは、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 形態意匠が、別表第3の左欄に掲げる地区の区分に応じ、同表の当該中欄に定める基準に適合するものであること。
- (2) 高さが、別表第3の左欄に掲げる地区の区分に応じ、同表の当該右欄に定める数値以下であること。

（工作物の計画の認定）

第19条 前条の規定による形態意匠及び高さの制限を受ける工作物（以下「要認定工作物」という。）の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた要認定工作物の計画を変更して建設等をしようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る要認定工作物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて同条の規定に適合すると認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る要認定工作物の計画が前条の規定に適合しないと認めたとき又は当該申請書の記載によっては同条の規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の要認定工作物の建設等の工事（景観法施行令（平成16年政令第398号）第12条に規定する工事を除く。第22条第4項及び第33条第1項第2号において同じ。）は、することができない。

（違反工作物に対する措置）

第20条 市長は、第18条の規定に違反した要認定工作物があるときは、建設等工事主（要認定工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。）、当該要認定工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該要認定工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該要認定工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該要認定工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他同条の規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、その旨の標識を設置するとともに、告示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る要認定工作物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る要認定工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ告示しなければならない。
- 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(違反工作物の工事の請負人に対する措置)

第21条 市長は、要認定工作物について、前条第1項の規定による処分をした場合においては、規則で定めるところにより、当該処分に係る要認定工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を、建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)

第22条 国又は地方公共団体の要認定工作物については、第19条から前条までの規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

- 2 景観地区内の要認定工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る要認定工作物の計画が第18条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、同条の規定に適合すると認めたときにあつては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、同条の規定に適合しないと認めたとき又は同条の規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあつてはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。
- 4 第2項の通知に係る要認定工作物の建設等の工事は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 5 市長は、国又は地方公共団体の要認定工作物が第18条の規定に違反すると認めた場合においては、直ちに、その旨を当該要認定工作物を管理する国の機関等に通知し、第20条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第23条 景観地区内の要認定工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建設等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（要認定工作物に関する工事の請負人又は請負契約によ



らないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。)及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について、第19条第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

- 2 景観地区内の要認定工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第19条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(工作物に係る適用の除外)

第24条 第18条から前条までの規定は、景観法施行令第11条各号及び第20条第6号イに掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で要認定工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該要認定工作物又はその部分の形態意匠については、適用しない。

- 2 第18条から前条までの規定は、次に掲げる要認定工作物については、適用しない。

- (1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された要認定工作物
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された要認定工作物
- (3) 前号に掲げる要認定工作物であったものの原形を再現する要認定工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (4) 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の要認定工作物で、工事等に要する期間に限り存続するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要認定工作物

- 3 都市計画で景観地区の区域が定められ、又は変更された際現に存する要認定工作物又は現に建設等の工事中の要認定工作物が、第18条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該要認定工作物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

- 4 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する要認定工作物又はその部分に対しては、適用しない。

- (1) 都市計画で景観地区の区域が変更される前に第18条の規定に違反している要認定工作物又はその部分
- (2) 都市計画で景観地区の区域が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した要認定工作物
- (3) 都市計画で景観地区の区域が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した要認定工作物の当該工事に係る部分  
(報告及び立入検査)

第25条 市長は、第18条から前条までの規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、要認定工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、要認定工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報

告させ、又はその職員に、要認定工作物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、要認定工作物、建設材料その他要認定工作物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

本則に次の見出し及び2条を加える。

(罰則)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請をした者

(2) 第19条第4項の規定に違反して、要認定工作物の建設等の工事をした者

(3) 第20条第1項の規定による市長の命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第1項の規定に違反して、認定があった旨の表示をしなかった者

(2) 第25条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第25条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2 (第18条関係)

工作物	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ (工作物が建築物と一体となって築造される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。以下同じ。) 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱 その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5メートル
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル

コースターその他これらに類する遊戯施設	
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
自動車車庫の用途に供する立体的な施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	高さ 5メートル
彫像、記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル

別表第3（第18条関係）

地区	形態意匠の制限	高さの最高限度
大慈寺地区景観地区	基調となる色として、次のものを使用しないこと。 (1) 色相がR（赤）で彩度が4を超えるもの (2) 色相がY R（黄赤）で彩度が6を超えるもの (3) 色相がY（黄）で彩度が4を超えるもの (4) 色相がG Y（黄緑）で彩度が2を超えるもの (5) 色相がG（緑）で彩度が2を超えるもの (6) 色相がB G（青緑）で彩度が2を超えるもの (7) 色相がB（青）で彩度が2を超えるもの (8) 色相がP B（青紫）で彩度が2を超えるもの (9) 色相がP（紫）で彩度が2を超えるもの (10) 色相がR P（赤紫）で彩度が2を超えるもの	15メートル

備考

- 1 基調となる色とは、外観の配色のうち一つの面の4分の1以上を占める色をいう。
- 2 色の表示方法は、日本工業規格 Z8721による。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する要認定工作物又は現に建設等の工事中の要認定工作物が、改正後の盛岡市景観条例第18条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場  
合においては、当該要認定工作物又はその部分に対しては、同条から改正後の同条例第23条まで  
の規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する要認定工作物又はその部分に対しては、適用し  
ない。
  - (1) この条例の施行の日後に増築、改築又は移転の工事に着手した要認定工作物
  - (2) この条例の施行の日後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工  
事に着手した要認定工作物の当該工事に係る部分

#### 提案理由

景観法（平成16年法律第 110号）に規定する景観地区を都市計画に定めることに伴い、建築物等  
の計画の認定の手續、工作物の形態意匠の制限等について定めるほか、必要な規定の整備をしよう  
とするものである。

議案第 26 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

盛岡市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例

盛岡市下水道条例（昭和36年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第15号中「0.2ミリグラム」を「1ミリグラム」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の改正に伴い、除害施設の設置等の基準を改めようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について

盛岡市駐車場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例

盛岡市駐車場条例（昭和46年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「及び盛岡駅西口地区駐車場（盛岡駅西口地区駐車場にあつては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下同じ。）の定期駐車のために供する部分を除く。）」を削り、同号ウ中「（大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車のために供する部分に限る。）」を削る。

第5条第1号中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を、「又は」の次に「同条に規定する」を、「いずれも」の次に「側車付きのものを除き、」を加え、「限る。）」を「限る。以下同じ。）」に改める。

別表第2号中「及び盛岡駅西口地区駐車場」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(3) 盛岡駅西口地区駐車場の駐車料金

駐車時間	駐車料金
午前7時から午後6時まで	駐車時間30分までごとに100円
午後6時から午後11時まで	駐車時間1時間までごとに100円
午後11時から翌日の午前7時まで	駐車時間1時間までごとに80円

備考

- 1 駐車時間が午前7時、午後6時又は午後11時にまたがるときは、そのまたがる1時間（午後6時にまたがるときは、30分）以内の駐車時間につき徴収する駐車料金は、午後6時にまたがるときは100円、午前7時又は午後11時にまたがるときは80円とする。
- 2 午前7時から午後6時まで（午後6時にまたがるときは、そのまたがる30分以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、1,000円を超えるときは1,000円とし、午後6時から翌日の午前7時まで（午前7時にまたがるときは、そのまたがる1時間以内の時間を含む。）の駐車時間につき徴収する駐車料金は、800円を超えるときは800円とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡駅西口地区駐車場の自動車を入庫し、又は出庫することができる時間を改めるとともに、必

要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 28 号

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について  
盛岡市工場等設置奨励条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

盛岡市工場等設置奨励条例（昭和63年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「21人」を「10人」に、「6人」を「5人」に改め、同項第2号中「1億円」を「5,000万円」に改め、同条第2項中「10万円」を「20万円」に、「5万円」を「10万円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

雇用奨励金の交付要件の緩和及び雇用奨励金の額の引き上げを期間限定の特例措置から通常措置にしようとするものである。



議案第 29 号

盛岡市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例について  
盛岡市知的障害児通園施設条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例

盛岡市知的障害児通園施設条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

盛岡市児童発達支援センター条例

第1条及び第2条中「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改める。

第4条中「知的障害児通園施設の」を「児童発達支援センター（以下「センター」という。）の」に、「知的障害児通園施設に」を「センターに」に改める。

第5条から第8条第1項までの規定及び第11条中「知的障害児通園施設」を「センター」に改める。

第12条第1項中「知的障害児通園施設」を「センター」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供すること。

第14条中「知的障害児通園施設」を「センター」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、知的障害児通園施設を児童発達支援センターに改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 30 号

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について  
盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例  
(盛岡市改良住宅条例の一部改正)

第1条 盛岡市改良住宅条例(昭和37年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令第6条第1項に定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては第2号から第7号まで、」を削り、「第3号及び第5号から第7号」を「第2号及び第4号から第6号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「親族」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。)」を加え、同号を同項第6号とする。

第8条の2第2項中「前条第2号イ」を「前条第1号イ」に改め、「(老人等にあつては、同条第2号から第6号まで)」を削る。

第26条第1項中「第8条第2号」を「第8条第1号」に改める。

第28条第2項の表中「第8条第2号ア」を「第8条第1号ア」に、「第8条第2号イ」を「第8条第1号イ」に改める。

第33条の2中「第8条第7号」を「第8条第6号」に改める。

(盛岡市市営住宅条例の一部改正)

第2条 盛岡市市営住宅条例(平成9年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項に定める者(次項において「高齢者等」という。)にあつては第2号から第7号まで、」を削り、「第3号及び第5号から第7号」を「第2号及び第4号から第6号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「親族」の次に「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項において同じ。)」を加え、同号を同項第6号とし、同条第2項中「前項第2号イ」を「前項第1号イ」に改め、「(高齢者等にあつては、同項第2号から第7号まで)」を削り、同条第3項中「第1項第2号から第7号まで」を「第1項各号」に改め、同項第2号イ中「次項」を「ウ」に改める。

第30条第1項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第61条の2中「第6条第1項第7号」を「第6条第1項第6号」に改める。

附則第9項を削り、附則第10項を附則第9項とする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、改良住宅の一般入居者及び市営住宅の入居者の資格のうち同居親族要件を廃止しようとするものである。

議案第 33 号

盛岡市公民館条例等の一部を改正する条例について  
盛岡市公民館条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例等の一部を改正する条例

(盛岡市公民館条例の一部改正)

第1条 盛岡市公民館条例(昭和55年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「で組織する」を「をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者

(盛岡市子ども科学館条例の一部改正)

第2条 盛岡市子ども科学館条例(昭和58年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「で組織する」を「をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者

(盛岡市先人記念館条例の一部改正)

第3条 盛岡市先人記念館条例(昭和62年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「で組織する」を「をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者

(盛岡市図書館条例の一部改正)

第4条 盛岡市図書館条例(平成8年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「で組織する」を「をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 知識経験を有する者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、教育委員会の所管施設に係る審議会等の委員の委嘱の基準を定めようとするものである。

議案第 34 号

盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場の管理を行う  
指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市営盛岡駅前自転車駐車場及び盛岡市営盛岡駅西口自転車等駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市津志田中央二丁目 8 番13号
  - (2) 名 称 株式会社F P ホームサービス
- 3 指定期間 平成24年 4月 1 日から平成29年 3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 35 号

盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡ふれあい覆馬場プラザ
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市青山三丁目37番7号
  - (2) 名 称 青山地区まちづくり協議会
- 3 指定期間 平成24年6月1日から平成27年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2 第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 36 号

盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市川目生活改善センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市川目第8地割19番地9
  - (2) 名 称 福名湯親和会
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



議案第 37 号

小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 小袋地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市玉山区好摩字小袋18番地
  - (2) 名 称 小袋自治会
- 3 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理を行う  
指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室
- 2 指定管理者の所在地及び名称
  - (1) 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号
  - (2) 名 称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- 3 指定期間 平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成24年4月1日
- 3 契約の金額 金 9,000,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 宮城県仙台市泉区北高森1番地の11  
氏名 花 館 達  
資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 40 号

控訴の提起について

次のとおり控訴を提起するものとする。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 事件の名称 平成23年(ワ)第 162号 不当利得返還請求事件判決に係る控訴事件

2 被控訴人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

3 事件の内容

(1) 平成19年12月4日、盛岡市は、原告の父 [REDACTED] の滞納市税を徴収するため、[REDACTED] 所有の不動産を差押えた。この不動産には原告 [REDACTED] を贈与予約権利者とする所有権移転請求権仮登記がなされており、盛岡市は現状では公売による換価はできないものと判断した。

(2) 平成21年5月31日、[REDACTED] が死亡し、[REDACTED] 外2名が各3分の1の納税義務を承継した。

(3) 平成22年9月27日、盛岡市は、[REDACTED] が相続した [REDACTED] の滞納市税を徴収するため、[REDACTED] 名義の定期預金を差押え滞納市税に充当した。

(4) このため、[REDACTED] は、平成23年3月22日、盛岡市が行った定期預金の差押について、超過差押を禁止する国税徴収法第48条第1項に違反するものとして、盛岡市が取り立てた2,321,636円の返還、弁護士費用200,000円の賠償を求める訴えを提起した。

4 判決の内容

(1) 被告(盛岡市)は、原告 [REDACTED] に対し、金2,521,636円及びこれに対する平成23年2月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(3) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

5 控訴の要旨

(1) 原判決中盛岡市敗訴部分の取消し

(2) 被控訴人の請求の棄却

(3) 訴訟費用については、第1審、第2審とも被控訴人の負担

提案理由

盛岡市を被告とした不当利得返還請求事件の判決について不服があるので、控訴を提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

なお、判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。

議案第 41 号

財産の譲与について

次のとおり建物を譲与するものとする。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 建物の所在・種別・数量

盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業

仮換地 街区番号64 画地番号3

(従前地 盛岡市本宮字宮沢44番1, 44番4, 45番5)

木造平屋建 1棟776.10平方メートル

2 評 価 額 131,193,000円

3 譲与の相手方 盛岡市西松園3丁目19番6号

社会福祉法人わかば会 理事長 鈴木 浩太郎

4 譲与の条件 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可保育所を運営すること。

(2) 第三者に対し、貸し付け、又は譲渡しないこと。

提案理由

本宮保育園の建物を社会福祉法人わかば会へ譲与するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 31 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について  
盛岡市保育所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例  
盛岡市保育所条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表飯岡保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

飯岡保育園を廃止しようとするものである。

## 議案第 32 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について  
盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成24年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例

盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1号及び第2号中「2万 5,900円」を「3万 1,500円」に改め、同条第3号中「3万 8,800円」を「4万 7,200円」に改め、同条第4号中「5万 1,700円」を「6万 2,900円」に改め、同条第5号中「5万 9,500円」を「7万 2,400円」に改め、同条第6号中「6万 4,700円」を「7万 8,700円」に改め、同条第7号中「7万 7,600円」を「9万 4,400円」に改め、同条第8号中「8万 5,400円」を「11万 100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定は、平成24年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成23年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。
- 3 介護保険法施行令（平成10年政令第 412号）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の保険料率は、改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定にかかわらず、4万 4,100円とする。
- 4 介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の保険料率は、改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定にかかわらず、5万 6,600円とする。

提案理由

平成24年度から平成26年度までの介護保険料の保険料率を定めようとするものである。

議案第 42 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

平成24年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

川 村 一 男

兼 平 哲 哉